

2023年絶対合格！へ向けて

皆さんこんにちは、司法書士講師の三枝りょうです。

2023年度司法書士試験がやってきます。

ここからは、学習の進捗状況が少々思わしくない方だけでなく、順調な方でさえも、精神的に厳しい時期となります。

試験直前期になると、「今年はこのあたりが出るらしい」「〇〇は今年は出ないんじゃないかな」のヤマあて情報が出回ります。なかんずく2023年は、所有者不明土地問題に関して改正民法・不動産登記法が成立、順次施行され、根拠のない風説が流布しているようです。会社法、民法債権法、その他、数多くの大規模法改正を乗り越えてきた私の経験則上、そのような風説が正しかったことは、まずありません。

しかし、多くの受験生にとって「ある論点の今年の出題可能性」は気になるところです。

それならば、単なるイメージやヤマ勘ではなく、科学的検証のもと、出題可能性の高い論点を抽出することができないか、これが「令和5年度司法書士試験をズバリ予想！択一出題分析講座」のコンセプトです。

司法書士試験には確実に出題傾向があります。本講座では、それを10年以上の単位で徹底的に解析して、「今年、出題可能性の高い論点」を抽出していきます。

本講座を受講することにより、時間の限られた直前期に、①どの科目のどの分野のどの論点を優先的に再復習すればよいか、また、②本試験合格に向けての自身の学習の方向性が正しくそして効率的なものになっているかが明確になります。

つまり、自信を持って追い込み学習を進めていくことが可能となります。

2022年も、引き続きコロナ禍での学習継続という、司法書士受験生にとって非常に厳しい1年間でした。しかし、合格者は確実に輩出され、合格率5%超という、真摯に勉強してきた受験生には嬉しい結果となりました。

引き続き難局は続くでしょう。大切なのは、諦めない心です。チャンスは平等です。最後の最後まで粘り強く、自分に厳しく日々勉強しましょう。

その先に、「2023司法書士試験合格」という栄冠があると信じて。

本講座が、「合格への最後の一押し」になることを信じています。

2023年7月2日まで、たゆむことなく、しっかり走り抜いていきましょう。

合言葉は、絶対合格！です。いつだって応援しています。

三枝りょう

民法総則について

三枝りょう's EYE

平成 24 年度司法書士試験より民法総則からの出題は 3 問となっている。それ以前は、人（自然人）、意思表示、代理、時効の 4 分野のうちから 3 分野 + イレギュラー論点の構成による出題がされていたが、そのバランスが崩れているため、予想がやや難しくなっている。

総則の分野は、推論型問題による出題比率は非常に高い。平成 23、25、26 年は、択一民法 20 問中 1 問のみが推論型問題による出題であったが、いずれも総則の分野で出題されている（ただし、平成 27 年以降は出題なし。）。時効の分野は、事例問題による出題が多い。

令和 4 年度の出題実績は、以下のとおり。

04 年	範囲	内 容	判例	推論	備考
4	人	未成年者			
5	代理	代理一般	○		
6	時効	時効の完成猶予			

頻出論点である「意思表示」の分野からの出題がなかった。「人」の分野からは未成年者についてシンプルな出題であった。代理の分野からは、代理一般について出題された。「判例の趣旨に照らし」正解を導くものであったが、条文の知識で十分対応することができた。

改正論点が含まれつつも、いずれも正答率は高く、合格のためには 3 問とも正解に達すべきレベルの出題であった。

【比較：令和 3 年度の出題実績】

03 年	範囲	内 容	判例	推論	備考
4	人	成年後見制度			
5	意思表示	錯誤			
6	時効	消滅時効			

出題予想！民法総則・詐欺・強迫による意思表示

平成 15 年以降の意思表示に関する出題は、以下のとおり。

年	内 容	判例	推論	備考
15	通謀虚偽表示	○		
16				
17	錯誤	○		
18	詐欺・強迫	○		
19	通謀虚偽表示	○		対話型
20	民 94 条 2 項の善意の第三者からの転得者の地位 (20-4)		○	
	民 95 条の錯誤と瑕疵担保責任 (20-5)			対話型
21				
22	意思表示と觀念の通知			対話型
23	民 95 条・民 96 条			対話・事例設定
24	意思表示一般	○		
25				
26	錯誤無効と第三者保護 (民 96 条 3 項類推適用の当否)		○	参照条文
27	虚偽表示 (94 条 2 項の第三者)	○		長文
28				
29	錯誤	○		
30	無効又は取消し	○		
31				
02				
03	錯誤			
04				

意思表示の分野からは、ほぼ毎年出題されると判断して良い。平成 31 年、令和 2 年と連続で空いたのは、平成 10 年以降は初めてである。

平成 28 年は、意思表示からの出題がなかったが、平成 29 年は、錯誤から出題された。平成 30 年は、無効又は取消しに関する「判例の趣旨に照らし」形式の出題であったが、条文知識で容易に正解に達することができる問題であった。

民法 96 条の詐欺・強迫に関する丸ごと 1 間の出題は、平成 23 年以来、10 年空いているため、十分な注意が必要である。

意思表示一般から出題される場合、単純正誤／個数算定型の形式で出題し、難度の調整をしてくる可能性があるため、他分野以上に正確な条文知識・判例知識が求められる。

なお、錯誤等、意思表示の分野も改正論点があるため、該当条文の精読をしておく必要がある。

▶ 最終仕上げチェックポイント！

- 詐欺・強迫の正確な要件効果を把握できている。
- 詐欺と錯誤の相違についての比較検討ができている。
- 錯誤等の改正条文を精読している。
- 意思の不存在、瑕疵ある意思表示の過去問を仕上げてある。

出題予想！民法総則・条件及び期限

平成 14 年以降の条件及び期限に関する出題は、以下のとおり。

年	内 容	判例	推論	備考
14	条件及び期限			対話・穴埋め
15				
16				
17	条件			穴埋め
18				
19				
20				
21	条件及び期限	○		対話
22				
23				
24	条件及び期限	○		事例問題
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31	条件			
02	条件と期限	○		対話
03				
04				

平成一桁年度の出題実績は少ないが、過去 10 年程度は、2 – 3 年空けて出題されている。令和 2 年に出題されて以降、2 年空いたため可能性が高まっている。

本分野では難解な論点は少なく、穴埋め形式などややテクニカルな形式により出題されているため、過去問演習や答案練習会の出題予想問題により「解く技術」も身につけておく必要がある。

▶ 最終仕上げチェックポイント！

- 条件期限に関する平成年度以降の過去問をパーフェクトに仕上げてある。

出題予想！民法総則・時効の援用権者、取得時効

平成 15 年以降の時効に関する出題は、以下のとおり。

年	内 容	判例	推論	備考
15	時効の中斷	○		
16	消滅時効の起算点(16-7)	○		アにつき疑義
17	抗弁権の永久性		○	
18	時効と除斥期間	○		
19				
20	時効の援用権者	○		
	時効の中斷	○		
21	期限の利益喪失約款付割賦払い債務の消滅時効の起算点		○	
	取得時効（占有の承継）	○		
22				
23				
24	消滅時効全般（援用権者、中断ほか）	○		対話
25	不動産の仮差押の申立てにより生じた時効中斷効はいつ終了するか		○	事例問題
26	消滅時効の中斷	○		事例問題
27	取得時効	○		
28	時効（アイ消滅時効、ウエオ中斷）	○		事例問題
29	消滅時効の援用の可否	○		事例問題
30	時効	○		
31	取得時効	○		
02				
03	消滅時効			
04	時効の完成猶予			

時効の分野からは、ほぼ毎年出題されると判断して良い。平成 21 年度は、時効に関する出題が 3 問あるというイレギュラーな年であるが、それ以外は毎年 1 問の出題である。令和 2 年はめずらしく出題がなかった。

本分野の論点としては、①時効の援用権者、②時効の更新（改正前の「中斷」）、③消滅時効の起算点、④取得時効からの出題が多いが、過去 3 年の出題実績を見ると、②③が出題されているため、本年度は、①④から出題される可能性がある。

時効の分野は、推論型問題による出題頻度が非常に高く、しかも難度の高い問題であることが多い。また本分野は、事例問題による出題が多いが、平成 28 年も A B 間の中古自動車売買を設例とした事例問題による出題であった。肢工は、民事訴訟法における一部請求の法的性質の理解を前提とした判例知識について出題されており、総合的な知識が要求される問題であった。

また、「時効」の分野は、民法総則の中で最も 2020 民法改正の影響が大きいが、司法書士試験では改正論点を好んで出題する傾向があるため、時効の更新等の規定も精読しておく必要がある。

▶ 最終仕上げチェックポイント！

- 時効に関する平成年度の過去問を短時間で正解できるようになっている。
- 時効の援用権者に関するテキスト記載の判例を完璧に習得している。
- テキスト記載の学説対立論点を押さえてある。
- 時効の更新等、改正条文を精読している。